

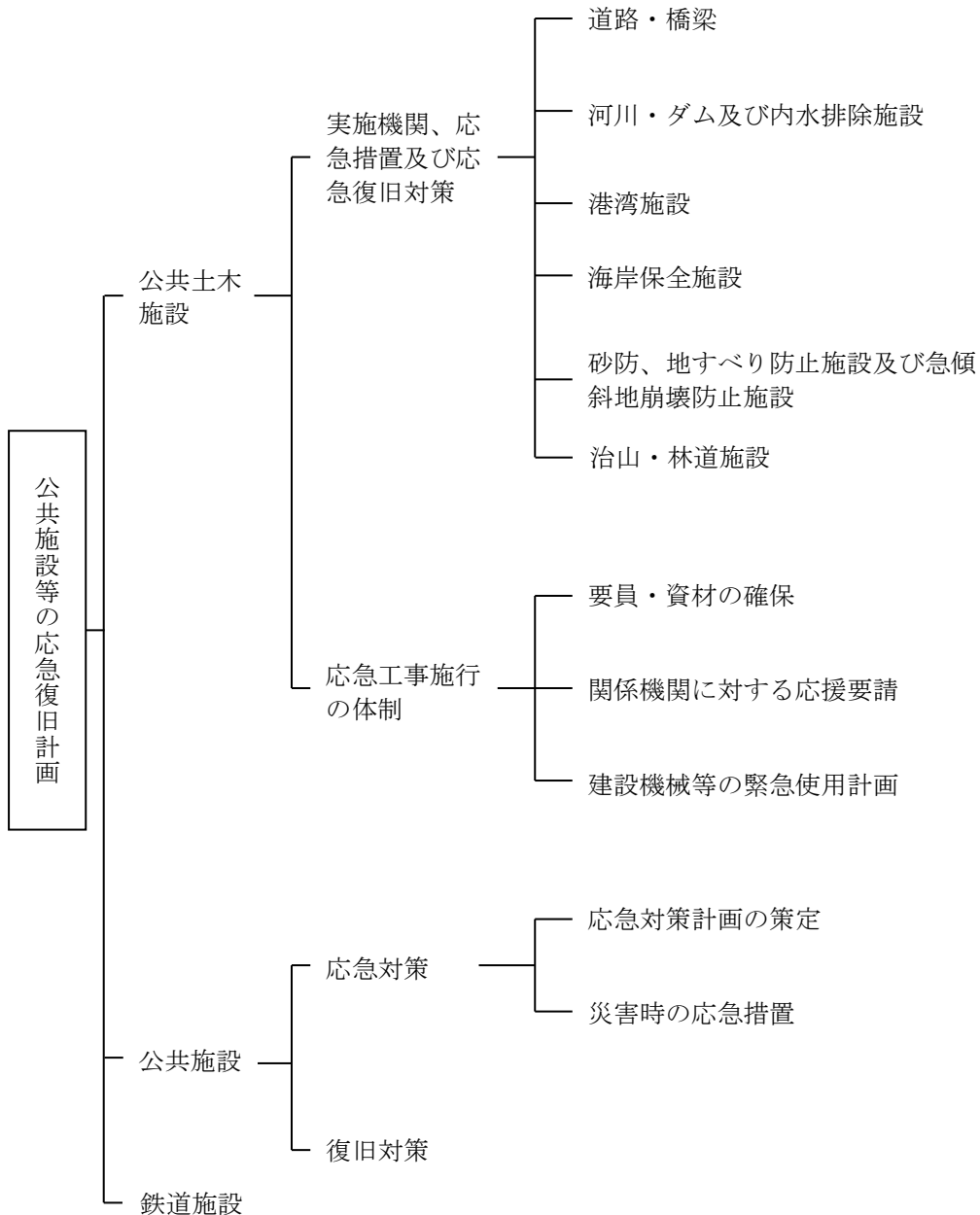
第19章 公共施設等の応急復旧計画

基本的な考え方

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、鉄道等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、町民の日常生活に大きくかかっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も町民の日常生活に大きくかかっており、これらの施設が災害により被害を受けた場合は、町民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。



第1節 公共土木施設

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

第8章 緊急輸送計画 第2節 「緊急道路啓開」 関連

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおりとする。

実施機関名	応急措置
町	<p>ア 県がとる応急措置に準じ町（復旧対応班（都市建設課））必要な措置を講じる。</p> <p>イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。</p> <p>ウ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。</p>
警察	<p>ア 発災後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報活動を実施する。</p> <p>イ 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。</p> <p>ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。</p> <p>エ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。</p> <p>オ 災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において交通安全施設の緊急点検をするなど必要な措置を講じるものとする。</p>
中国地方整備局 （山口河川国道事務所）	<p>ア 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。</p> <p>イ 県の防災計画に指定されている緊急輸送道路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。</p>

(2) 応急復旧対策

実施機関名	応急措置
町 （復旧対応班 （都市建設課））	<p>ア 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送道路の道路啓開を最優先に行う。</p> <p>イ その後、一般道路のうち応急復旧活動、町民生活に必要な道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。</p> <p>ウ 応急工事は、被害の状況の応じて必要な仮工事を実施する。</p> <p>エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。</p>

	緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	被害を受けた道路について、緊急輸送道路その他の道路の順に応急復旧工事を行い道路機能の確保に努める。

2 河川、ダム及び内水排除施設

暴風、高潮等により堤防、護岸、ダム等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応急復旧措置
町	(1) 水防活動とは移行して町の管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 (2) 被害箇所については、直ちに報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。 (3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 (4) 下水ポンプ場の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所) (太田川河川事務所) (弥栄ダム管理所)	(1) 災害が発生した場合、直ちに所管する河川・ダムの管理施設及び付属設備の点検を実施する。 (2) 堤防、護岸等への被害が発生した場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに応急復旧に努める。

3 港湾施設

港湾施設は、道路等の陸上輸送と合わせ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮により、港湾等の繋留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応急措置
町	ア 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 イ 海上輸送基地として指定された港湾については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 ウ 港湾にかかる応急工事 (ア) 後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 (イ) 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 (ウ) 繋留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

海上保安部・署	<p>災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。</p> <p>ア 被災区域の交通規制の実施</p> <p>イ 被災区域内の交通整理</p> <p>ウ 航路障害物の除去</p> <p>エ その他の防災上の措置</p> <p>(ア) 気象情報の収集伝達</p> <p>(イ) 船舶在泊状況の把握</p> <p>(ウ) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導</p> <p>(エ) 危険物荷役の中止勧告</p> <p>(オ) 港内整理及び避泊錨地の推薦</p> <p>(カ) 必要に応じ、繫留施設の使用制限又は禁止</p> <p>(キ) 必要に応じ、移動命令及び航行制限</p> <p>(ク) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導</p> <p>(ケ) 海上における流出油等の防除</p> <p>(コ) 船舶火災、海上火災の消火活動</p> <p>(サ) 必要に応じ、自衛隊の災害派遣の要請</p>
---------	--

4 海岸保全施設

実施機関名	応急措置
町	<p>(1) 気象情報（津波、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、応急復旧工事を実施する。特に、町民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。</p> <p>ア 堤防</p> <p>イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。</p>

5 砂防、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けた場合は、住民の生活に特に大きな支障を及ぼすため、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るため必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応急措置
町 (復旧対応班 (都市建設課))	<p>(1) 砂防設備</p> <p>ア 砂防えん堤</p> <p>砂防えん堤が決壊した場合は、仮土留めや仮水路の設置、土石の排除等、通水断面確保のための応急対策工事を実施する。</p> <p>また状況に応じて、市町や住民に対して警戒避難情報を提供するため、雨量計や土石流センサーを設置する。</p> <p>イ 溪流保全工</p> <p>溪流保全工が決壊した場合は、大型土のうを設置する等により応急対策工事を実施する。</p> <p>(2) 地すべり防止施設</p> <p>地すべりが発生した変状範囲の確認、移動量、偏移量等の計測を行うとともに、地表水排除工、排土工、抑え盛土等の応急対策を行う。</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>崩壊土砂が流出するのを防止するための防護柵の設置や崩壊斜面への雨水浸入対策等の応急対策工事を行う。</p>

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応急措置
町 (復旧対応班 (都市建設課))	(1) 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 (2) 林道施設 ア 林道は、生活道路としても利用されていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 (ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 (イ) 復旧資材、農産物(生鮮食料の搬出)及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。 (ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

中国地方整備局、町及び県(以下「応急措置等実施機関」という。)は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

(1) 技術者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急動員できるよう適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土のう用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、町単独で対応できない場合には、県及び隣接市町等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

(1) 現況把握

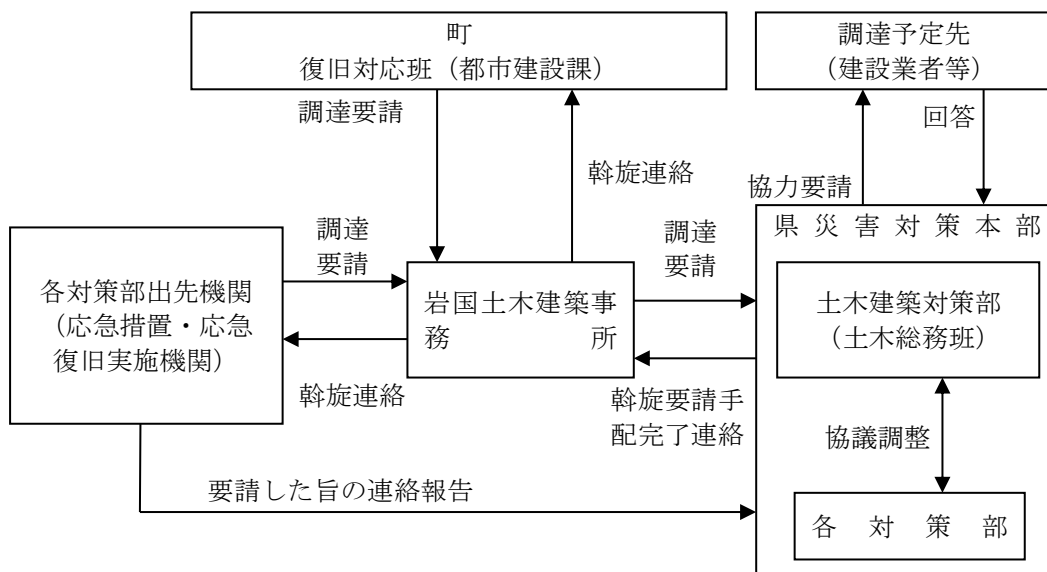
公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県(土木建築部)が地域別(土木(建築)事務所管地域)に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。

この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行うものとする。

(2) 緊急使用のための調達

激甚な災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県土木建築対策部に対して、調達要請を行う。県は、全域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的（作業内容）
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

(3) 中国地方整備局に対する応援要請

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ 平成20. 8. 20 各県土木関係部長、広島市道路交通局長及び中国地方整備局企画部長間」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。

町又は県が大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

(4) 調達方法

緊急時における建設機械等の調達について、町は、調達順位、調整手段、費用負担等について、応急措置等実施機関並びに建設業者とあらかじめ協議しておくものとする。

第2節 公共施設

町立小中学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、文教施設は復旧対応班（教育委員会事務局）、福祉関連施設は避難住民対応班（保健福祉課）により、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置を実施し、被災住民の民心安定を図る。

第1項 応急対策

町は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
 - (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
 - (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
 - (4) 火災予防等の事前措置
 - (5) 応急救護措置
 - (6) 施設設備の点検
- 2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

- (1) 緊急避難の指示
管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。
- (2) 被災状況の把握
管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。
- (3) 応急対策の実施
 - ア 被災当日及びその後における施設の運営
 - イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
 - ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置
- (4) 報告・応援要請
管理者は、被災状況について各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

【西日本旅客鉄道㈱・日本貨物鉄道㈱】

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、町民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かかわるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

第1項 災害時の活動体制

1 災害、運転事故対策本部の設置

機関名	内 容
西日本旅客 鉄道株式会社	<p>(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という）を設置する。</p> <p>(2) 復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。</p> <p>(3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、復旧責任者が到達するまでの間、暫定復旧責任者として任務を遂行し、復旧責任者が到達したときはその任務を引継ぐものとする。</p> <p>(4) 事故発生時における対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。</p> <p>(5) 対策本部及び復旧本部の業務は、おおむねつぎのとおりである。</p> <p>ア 対策本部</p> <p>(ア) 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。</p> <p>(イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。</p> <p>(ウ) 被害の拡大防止に関すること。</p> <p>(エ) 運転事故、災害の復旧に関すること。</p> <p>(オ) 応急輸送に関すること。</p> <p>イ 復旧本部</p> <p>(ア) 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。</p> <p>(イ) 運転事故及び災害の情報に関すること。</p> <p>(ウ) 被害の拡大防止に関すること。</p> <p>(エ) 応急輸送に関すること。</p>
日本貨物鉄道 株式会社	<p>災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の対策本部及び復旧本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の対策本部及び復旧本部を設置して同様の業務を行う。</p>

2 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、おおむね次の警戒体制をとる。

機関名	内容
西日本旅客 鉄道株式会社 日本貨物鉄道 株式会社	<p>(1) 支社又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。 特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。</p> <p>(2) 鉄道部長は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督促して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。</p> <p>(3) 天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。</p> <p>(4) 強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。</p>

3 通信連絡体制

機関名	内容
西日本旅客 鉄道株式会社	(1) 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。 (2) 通報経路
日本貨物鉄道 株式会社	通報経路